

議案第26号

天理市税賦課徴収条例の一部改正について

天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）

第139条の3第2項第1号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 改正後の第51条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の第51条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

- 3 改正後の第139条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。